

# 子どものライターでの火遊びにご注意ください！

子どものライターの火遊びによる火災が多く発生していたことから、現在では幼児対策（チャイルドレジスタンス機能\*1）が施されているライターが販売されています。

しかし、旧式ライターを使った子どもの火遊びによる火災が絶えません。このようなライターの火遊びによる火災を防ぐには、周囲の**大人の注意**が大切です。

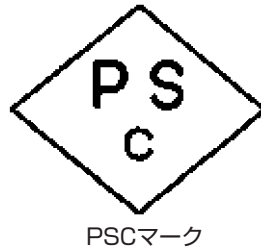


## 次のような点に注意しましょう。

- 子どもが簡単に使えない「チャイルドレジスタンス機能」のついたライターを使いましょう
- 子どもの手の届かないところに置きましょう
- 子どもが理解できる年齢になったら、火遊びの危険性を教えましょう
- 不要なライターはきちんと捨てましょう

※1 「チャイルドレジスタンス機能」とは、子どもの力では押せないように着火スイッチが重くなっていたり、ストッパーなどの安全装置が組み込まれていたりするなど、子どもが簡単に操作できないようにする機能をいいます。

なお、「チャイルドレジスタンス機能」が施されているなど、国の安全基準に適合しているライターには、「PSCマーク」がついていますので、確認してみましょう。

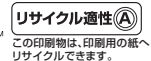


PSCマーク

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日（土・日、祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター（市役所2階）☎23-1161 ●



グリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

# 消費生活

No. 101  
平成24年6月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- 成田市消費生活センターにおける平成23年度の相談概要
- 子どものライターでの火遊びにご注意ください！



副市長より委嘱状が交付されました

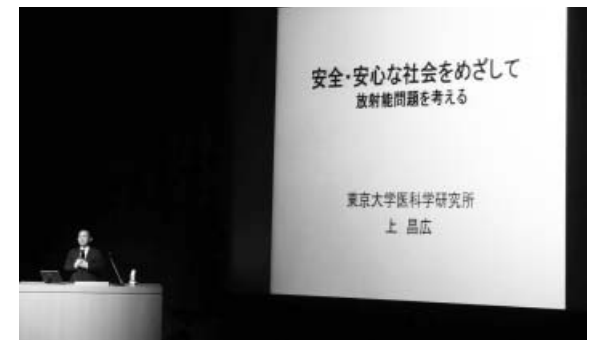


14名の消費生活モニターで活動します

## 平成24年度 消費生活モニターを委嘱しました

4月17日（火）に平成24年度消費生活モニターの委嘱状交付式を行いました。今年度は14名の方が1年間消費者の代表として、また消費者と行政との間のパイプ役として活動します。

これまでに2回のモニター会議を開催したほか、5月24日（木）の千葉県主催「消費者フォーラムin千葉」に参加し、学習しています。そこで得た知識や情報は消費生活展などを通じて啓発していきます。



消費者フォーラムに参加しました

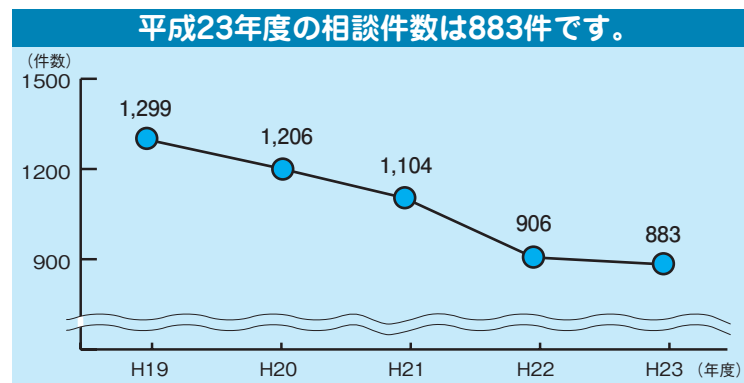
■モニター委嘱者（敬称略・50音順）			
伊藤 佳子（山之作）	高取 俊子（加良部）	太田 孝則（本 城）	瀧澤 政代（宗 吾）
大野 芳美（安 西）	田中 昌子（中 台）	小川 典子（本 城）	富澤 章子（中 台）
川瀬 敏恵（江弁須）	見通 美子（大 袋）	齋藤 恵（加良部）	基 則子（加良部）
杉山 恵（橋賀台）	山本 勉（吾 妻）		



# 成田市消費生活センターにおける平成23年度の相談概要

平成23年度に消費生活センターに寄せられた相談は883件で、昨年度より23件減少しましたが、相談内容は複雑化しており、解決までにかかる時間は長くなっています。

一番多い相談内容は、有料サイトの不当請求に関する相談で、平成20年度から4年連続で最多となっています。年代的には30～40代が多くなっていますが、インターネットが普及した現在では、どの年代も被害にあう可能性があり、その手口はますます多様化・巧妙化しています。また、海外宝くじや海外の懸賞金に関する相談は、22年度には3件でしたが、23年度は18件と急増しています。特に高齢者の相談が多く、一度被害にあうと何度も被害にあい、金額が高額になるケースが多いため、家族や地域で見守り体制を整えて、被害の早期発見と未然防止を図りましょう。



## ◆ 商品・役務(サービス)相談上位10分類 ◆

(順位)	(おもな商品・役務)	0	50	100	150	200(件)	(最多年齢層)
1	有料サイト、ワンクリック詐欺 [運輸・通信]	190					30歳代
2	融資サービス [金融・保険]	130					60歳代
3	携帯電話、パソコン、テレビ [教養娯楽品]	61					40歳代
4	個人間の借金、相隣関係 [他の相談]	58					30歳代
5	太陽光発電、マンション勧誘 [土地・建物]	44					60歳代
5	賃貸アパート [レンタル・リース]	44					20歳代
7	健康食品、野菜(放射能) [食料品]	39					60歳代・70歳以上
8	新築住宅、住宅リフォーム、屋根工事 [工事・建築]	38					60歳代
8	海外宝くじ、各種教室、旅行 [教養娯楽サービス]	38					70歳以上
10	興信所、弁護士、外食サービス [他の役務]	37					30歳代

※[ ]内は(独)国民生活センターの「相談分類表」による相談内容の種類

## 携帯ゲーム機からアダルトサイトにつながった?!



### ケース

中学生の息子が携帯ゲーム機でインターネットに接続しているときにアダルトサイトに入り、いくつかの問いに答えたら、突然高額請求の画面になった。

### アドバイス

最近では、携帯ゲーム機でも無線LAN等を利用できる環境があれば、自宅や飲食店等で簡単にインターネットに接続できるため、子どもが携帯ゲーム機を使用していて不当請求(ワンクリック請求)にあうケースが増えています。

- ・子どもが使用する場合は、保護者による使用制限を設定したり、インターネットアクセス制限サービス(フィルタリングサービス)を活用しましょう。
- ・親子で使い方についてよく話し合い、何か困ったことがあったら自分ひとりで解決しようとせず、すぐに相談するように約束しておきましょう。
- ・請求画面になっても、慌てて表示されている問合せ先に連絡したり、お金を支払ったりせず、消費生活センターに相談してください。



## 消費者トラブルにあわないために～相談員より～

困っている人を助けたいという親切心や儲けたいという気持ちを利用した巧妙な詐欺的手口によって、多額のお金を支払ってしまう被害が増えています。一度支払ってしまったお金を取り戻すことは非常に困難です。あやしい話や安易な儲け話には絶対に耳を貸さない、手を出さないという強い気持ちが必要です。少しでも「おかしいな」と思ったら、お金を支払わず、契約する前に相談してください。

消費者トラブルにあわないために、「正しい知識」を身につけ、「おかしいと気づく感覚」を磨き、自分の大切な財産を守りましょう。

